

多良木中学校 部活動後援会会則

第1条 (各称及び事務局)

本会は、多良木中学校部活動後援会と称し、事務局を多良木中学校に置く。

第2条 (組 織)

本会は、多良木中学校部活動加入生徒の保護者及び趣旨に賛同するものによって組織する。

第3条 (目 的)

本会は、多良木中学校部活動の振興に関し後援することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部活動のための援助。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (役 員)

本会には次の役員を置く。

- 会 長 1名 (P T A会長)
- 副会長 2名 (副会長の2名)
- 監 事 2名 (P T A監事)
- 会 計 3名 (P T A会計・中学校事務職員)
- 書 記 2名 (P T A書記・中学校部活動担当者)
- 顧 問 1名 (多良木中学校長)
- 各 部 (育成会長・部長・副部長)

第6条 (役員の仕事)

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 監事は諸事業並びに会計を監査し、定期総会に報告する。
- (4) 会計は、本会の庶務会計を掌り、定期総会に会計報告を提出し、その承諾を受ける。
- (5) 書記は本会の事務全般を掌る。
- (6) 顧問は本会の事業推進にあたり、必要に応じて助言を行う。
- (7) 育成会長、部長及び副部長は、本会の各種事項を協議し、事業の遂行並びに本会の円滑な運営に協力する。

第7条 (役員任期)

本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

役員は、任期終了後でも後任者が決定するまでは、その任務にあたるものとする。

第8条 (会議)

(1) 本会は、年1回総会を開き、必要な場合は臨時に総会を開くものとする。

(2) 役員会は、第5条の役員によって構成する。役員会の開催は、必要に応じて会長が召集する。

(3) 総会の開催は、前年度の役員において開催するものとする。

第9条 (表彰)

(1) 委嘱コーチについては、以下の方を表彰する。

本後援会所属部活動の委嘱コーチとして、5年・10年・15年・20年つとめられた方について、該当年度終了時に表彰する。

(2) 表彰は、毎年度定期総会において、表彰状と額、記念品を贈るものとする。

第10条 (運営)

本会の運営は、会員の納入会費、及び任意の寄付をもってこれにあてる。

第11条 (会費)

(1) 会費は、年会費2,000円とする。

(2) 会費は、入部の際に、入部届に添えて提出する。入部届提出後は返金しない。

第12条 (附則)

(1) 本会の事業及び会計は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(2) 本会則は、定期総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

(3) 本会則は、平成20年4月1日改正し、施行する。

本会則は、平成30年4月1日改正し、施行する。